

入 札 説 明 書

長崎県五島振興局上五島支所

I 「入札に関する条件」及び「注意事項」

(1) 業務の番号及び名称

7 債上ダム管第7号 上五島支所建設部管内ダム管理補助業務委託

(2) 履行期間（現地作業期間）

令和7年10月24日から令和9年11月19日まで

（令和7年10月24日から令和9年10月29日まで）

(3) 業務内容

上五島支所建設部管内の管理ダムの通常時及び洪水等警戒体制時のダム管理補助業務

(4) 入札の日時及び場所

日時：令和7年10月17日（金） 午前11時

場所：五島振興局上五島支所第一会議室

・電送及び郵便による入札は認めません。

・なお、入札及び開札の当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）の場合は、入札を延期することもあるので、事前に2の(1)の部局に確認してください。

(5) 入札が代理人である場合の委任状の提出

① 入札が代理人である場合は、委任状の提出が必要です。

② 代理人の印鑑は、必ず入札書に使用する印鑑と同一にしてください。

③ 適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができません。

(6) 入札書の記載方法

① 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を入札書に記載すること。

③ 入札金額（首標数字）は訂正することができません。

④ 入札書の提出後は、書き換え、撤回することができません。

⑤ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要です。

【注意事項】

・入札書は、封かんのうえ、封筒に委託の名称、商号又は名称を記入し、提出してください。

・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所に押印してください。

・誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意してください。

- ・入札書の宛名は、「五島振興局上五島支所長 山本利文」としてください。
- ・封筒のなかに複数の入札書が入っている場合、当該入札は無効になりますので、ご注意ください。

(7) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金

(ア) 入札保証金等は、開札日前日までに提出してください。

(イ) 入札見積金額（消費税及び地方消費税を含む）の 100 分の 5 以上の金額を、納付してください。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除されるものとします。

- ・長崎県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の 100 分の 5 以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - ・開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人との間に当該契約とその種類及び規模を同じくする契約を 2 件以上締結し、その内容を照明するもの（2 件以上）を提出する場合
- なお、「規模をほぼ同じくする」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること

(a) 3,000 万円以上

(b) 3,000 万円未満 1,000 万円以上

(c) 1,000 万円未満（ただし、最低でも 100 万円を超える契約締結の証明を必要とする。）

(ウ) 入札保証金の免除手続きは、令和 7 年 10 月 16 日（木）午後 5 時までに入札保証金免除申請書に必要書類を添えて、五島振興局上五島支所総務課へご持参くださるか郵送してください。

【注意事項】

- ・入札保証保険契約締結の際は、業務名を記載するなど、入札保証保険証書から当該業務が保証対象であることが分かるようにしてください。
- ・入札保証金額の計算については、消費税 10% 込額の 5% となるので、1,000 千円で入札する場合は 50 千円ではなく、55 千円となるのでご注意願います。
50 千円の入札保証金の場合は、909,090 円までしか入札できず、入札は無効となります。
- ・入札保証保険証書は、提出時に内容を確認いたしますので、入札書とは同封しないでください。
- ・入札保証保険期間の終期は、開札日から起算して 5 日目（県の休日を除く。）としてください。
- ・契約実績により免除を申し出る場合は、契約書等の写し（原本証明を行ったもの）を提出してください。
（いずれも前々年度から開札日前日までに契約を締結した場合となります。）
- ・契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超える区分の金額を入札金額とすることはできません。

② 契約保証金（※落札者のみ）

(ア) 契約保証金等は、契約書と同時に提出してください。

(イ) 契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の 100 分の 10 以上の金額を納付してください。

ただし、次の場合は、契約保証金の納付が免除されるものとします。

- ・長崎県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合。
- ・開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法

(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

なお、「規模を同じくする」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

(a)3,000 万円以上

(b)3,000 万円未満1,000 万円以上

(c)1,000 万円未満(ただし、最低でも100万円を超える契約の履行完了の証明を必要とする。)

(ウ) 契約保証金の納付は、国債又は地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができます。

【注意事項】

同種及び同規模以上の契約の履行証明書等(2件以上)は、前々年度から開札日前日までに契約を締結し、完了した場合となります。

(8) 入札の無効

次に該当する場合には、当該入札者の行った入札は無効とします。なお、下記①から⑮により無効となった者は、再度の入札に参加することができません。

- ① 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- ② 入札者が法令の規定に違反したとき。
- ③ 入札者が連合して入札したとき。
- ④ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- ⑤ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- ⑥ 入札者が契約担当者の定めた入札条件に違反したとき。
- ⑦ 指名停止又は指名除外の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札をしたとき。
- ⑧ 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者のした入札であるとき。
- ⑨ 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- ⑩ 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- ⑪ 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- ⑫ 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- ⑬ 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- ⑭ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。
- ⑮ その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(9) 落札者の決定方法

- ① 長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方とするものとします。
- ② 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

【注意事項】

第1回目の入札及び開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、再度の入札及び開札を

行う予定ですので、ご出席願います。

入札回数は3回までとしますが、2回目以降の入札金額についても入札室から退室しての当社との協議等
はできないので3回目までの金額についても委任を受けておいてください。3回までに決定しない場合は、
最低入札価格を入札した者と見積の協議をその場で行いますので、見積額の準備も願います。

なお、2回目以降を辞退する場合でも終了まで退席できませんのでご協力ください。

(10) 落札決定の取消

- ① 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を受けた場合、又は受けることが明らかになった場合、落札決定を取り消すこととします。
- ② 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかになった場合、落札決定を取り消すこととします。

(11) 契約書の作成等

- ① 落札者決定の日から5日以内（県の休日を除く。）に契約を締結いたします。
- ② その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めによります。

(12) 競争入札の参加資格

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- ② 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ③ 令和7年9月22日付で告示した当該委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等にした入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
（当該告示は、長崎県ホームページに掲載しています。）

2 その他

(1) 当該委託契約に関する事務を担当する部局

長崎県五島振興局上五島支所総務課

住所 〒857-4211 南松浦郡新上五島町有川郷578-2

電話 0959-42-1145

(2) 入札参加資格審査を得るための申請方法等

- ① 競争入札参加資格申請書に必要書類を添付し、下記③に掲げる場所に提出してください。
- ② 申請の時期は、この入札の参加者の資格等に関する告示の日から、令和7年10月7日（火）（県の休日を除く。）までの間の午前9時から午後5時までとします。
- ③ 申請書の交付・提出場所及び申請に関する問い合わせ先

長崎県五島振興局上五島支所総務課

住所 〒857-4211 南松浦郡新上五島町有川郷578-2

電話 0959-42-1145

(3) 入札参加条件

当該役務を迅速かつ確実に履行できる者と認められる者であること。